

特集1

森の番人としての使命

森林認証——100年先を見据えた森林づくり



環境にやさしい林業を統一基準で評価しよう

森林認証という制度のこと

川根本町は、森林面積が町の全体面積の94%を占める、森林に囲まれた町です。総合計画の「水と森の番人が創る癒しの里」のキャッチフレーズにあるように、この豊かな森林資源を太古の昔から受け継ぎ、そして後世に残していくことが大切な役割であり使命です。しかし、近年、林業を取り巻く情勢は非常にきびしく、国産材の需要が高まっていることはいえ、まだまだその管理・経営など、困難な状況にあるのも事実です。このため川根本町では、森林管理グループを結成し、消費者に信頼される森林経営の確立を目指して「森林認証」を取得しました。森林管理の適正化と林産業の再生のため、川根本町は県内で先陣を切って動き出しました。

一本の枯れ木にも価値がある?

林地に立ち枯れた木があつたとします。林地に立ち枯れた木があつたとします。この木をどう処理すべきだと思いますか。

通常の手続きでは「伐採し、搬出する」ということになるでしょう。ところが、「環境への配慮」という観点から導かれる答えは「施業の邪魔にならないかぎり、そのまま放置する」です。たとえ枯れた木であっても、鳥が住んだり植物が生えたりして、環境を豊かにする可能性があるから。そして、伐採と搬出は、人件費、チエーンソーや作業車の燃料など必要なコストを使

つた上に排気ガスを出して環境にマイナスの行動だから、というのが理由です。

これは実際の森林認証の審査で、アメリカのある審査チームが指摘した例ですが、森林認証の考え方の一端をよく示していると思います。

「森林認証制度」とは、きわめておおまかに言えば、環境にやさしい林業に対しても基準の「お墨付き」を与える、というものです。

1992年の国連環境開発会議（いわゆる地球サミット）では、森林が地球環境保全に果たす役割が改めて確認されました。

型」の林業（＝持続可能な林業）は決して多くないことも事実です。

現在も原生林を伐採し、跡地に植林もしない「資源収奪型」の林業が行われているケースは多くあります。

森林認証制度は、こうした「資源収奪型」林業への反省と、「環境保全型」林業へのニーズという、世界的な共通認識を踏まえて生まれました。

「林業＝森林破壊」——日本でも言い尽くされた感のある図式ですが、林業の側からの啓蒙もあり、正しい方法で行う林業は決して環境に悪影響を与えるものではないといふことも、少しづつ浸透してきました。

記事引用
神籠VOL21
(2000年4月発行)
発行人・西垣林業(株)
田中淳夫 談
森林ジャーナリスト

■持続可能な森林経営とは
1992年の国連環境開発会議（地球サミット）で提唱された考え方です。「森林資源および森林は、現在および将来の人々の社会的、経済的、生態的、文化的、精神的なニーズを満たすために持続的に經營されるべきである」といった内容です。

■森林認証の循環サイクル
森林認証は「認証された製品が市場に増え、認証材の購入が進む。それが、適切に管理される森林を守ることにつながり、ひいては森林の破壊や劣化を招くことなく、木材消費が進む」という考えを基本としています。



あかし
認証の証「ロゴマーク」
森林認証を取得した森林の林産物からできた製品にはロゴマーク入りのラベルをつけることができます。製品の製造・加工・流通のすべての過程において、認証材が適切に使用されている証明となります。森林認証を取得していることを、消費者に分かりやすく伝えることができます。
※認証機関によって差があります。